

判例におけるいわゆる国籍継続原則

湯 山 智 之*

目 次

はじめに

1. 終期に関する判例
2. 始期に関する判例
3. 継続性に関する判例
4. 考 察

結論に代えて

はじめに

国際法において、国家が自国民が受けた被害を取り上げて、被害を与えた国に賠償その他の請求を行う外交的保護を行使するための条件の一つとして、国籍継続原則（請求の国籍の原則）が存在する。すなわち、保護の対象となる国民が、起源において、すなわち国際違法行為（と主張される行為）の被害を受けた時点から、一定の時点（請求の提出の時点が有力であるが、請求の解決の時点までとする説もある¹⁾）まで、請求国の国籍を継続的に保持していなければならないという原則である。この原則は、被害を受けた個人が帰化などにより国籍を変更する場合だけでなく、被害者の死亡による相続や被害者からの譲渡による他者への請求権の移転の場合にも適用される（相続人または譲受人も請求国の国民でなければならない²⁾）。

この原則は、実行（特に米国の）もさることながら、19世紀から20世紀

* ゆやま・ともゆき 立命館大学法学部教授

初頭にかけての、混合請求委員会 (mixed claims commission. または請求委員会) の判例を通じて発達した原則であるとされる³⁾。

そこで、本稿は、国籍継続原則を検討するための手がかりとして、同原則に関する主に混合請求委員会の判例の主要なものを概観した上で、一定の考察を加えることにしたい。

国籍継続原則は、継続しなければならない期間の始期 (dies a quo. 開始日)、終期 (dies ad quem. 満了日) 及び両時点の間の継続性という三つの要素に分けることができる。混合請求委員会の判例は、一般に理解される国籍継続原則を最初から表明していたのではなく、終期における国籍保持を要求した判例が先に登場し、次いで損害発生時における国籍保持を要求する判例が現れ、両者の結合によって国籍継続原則が形成されるにいたったとされる⁴⁾。以下、便宜的に終期に関する判例、始期に関する判例、両時点間の継続性に関する判例に分類して概観することにしたい。

1. 終期に関する判例

(a) 米英混合委員会

1794年11月の Jay 条約により設立された米英混合委員会は史上最初の混合請求委員会であり、同条約第6条は、債務回収を妨げる措置により「英国国民債権者」に生じた損害に対して米国が賠償し、その金額を委員会が裁定することを規定していた。Brailsford 事件 (1799年) で、請求者は英国国民で、1785年に米国に移住し、米国議会による英国国民の債権没収の意図を知って1794年6月に米国の国民となった。彼は英国国民として米国を相手取って請求を委員会に提出した。委員会は、米国民となったことを理由に請求を却下した⁵⁾。

(b) ペルー・米国混合請求委員会 (1863年条約に基づく)

Benson 及び Lasarte 事件は Lobos 諸島のグアノ採掘に起因する紛争で

ある。米国は1852年に自国民の採掘を保護することを認めたものの、のちにペルーの同諸島に対する主権を承認し、ペルーは採掘のため米国船を備船することを米国に約束した。この合意は米国民による、米国に損失補償の、ペルーには上記約束履行の請求を引き起こした。米国民 Benson は米務省にペルーへの請求を取り上げるよう請願した後で、その請求権をペルー国民 Lasarte に譲渡した。両者とも委員会に請求を提出した。

委員会は両者の請求を却下した。Benson の請求については、63年条約に規定された、一方の国民から他方の政府に対する係争中の請求で、かつ批准書の交換前に政府の介入を促す声明が外交当局に提出されたとの条件をみたすが、譲渡により請求主題は無効となった。Lasarte の請求については、上記の条件をみたしていない。米国への係争中の請求ではないし声明の提出もない。政府に対する国民の多数の請求があり、それが他方の国民に買い上げられて混合委員会に付託されうる。しかし、そのような請求は委員会による検討及び判決を意図されていない。もしそうだとすれば、両政府はあらゆる手続を取り消す権利を持つであろう⁶⁾。

(c) 米国・メキシコ混合請求委員会（1868年条約に基づく）

この委員会は、一方の国の当局によるその人身または財産への被害から生じた、当該国の政府への他方の国の国民である法人、会社または私人の側のすべての請求を審理し決定する権限を付与されていた（条約第1条）。

Lizardi 事件（1875年）で、請求者は、死亡したおじ Lizardi のメキシコにある不動産を相続した姪で、そのメキシコに対する請求が提出された。裁判長 Thornton は、請求者は自身が米国民であると主張しておらず、夫の国籍（メキシコ）から米国民ではない。もし Lizardi が米国民であったとしても、その死亡により管轄権は終了したと判示した⁷⁾。

Maxan 事件（1875年）では、Thornton は、請求の発端となった請求者の父は米国民であるが、その娘である請求者は米国民でない者と婚姻をしたので米国民ではなく、条約の条項に従って彼女の請求に管轄権を持たな

いと判決した⁸⁾。

Merquiades 及び Chavez 事件は、1848年の Guadalupe Hidalgo 条約による、メキシコから米国への領域割譲に関する。同条約によれば、批准書交換から1年以内に割譲領域の住民は、メキシコ国籍を保持するか米国籍を取得するかを選択しなければならず、期間内に保持の意図を宣言しなかったならば、米国籍を選択したものとみなされる。請求者は、割譲領域の住民であったが、国籍の選択を行わないまま条約締結前に米国が行った行為を訴えた。委員会は両国の委員の一致により、出訴資格を欠くとして請求を却下した⁹⁾。

(d) 米国・スペイン委員会

1871年の交換公文で設立された本委員会の Mora 事件は、請求権の譲渡に関する事例である。請求者は死亡した Mora の妻子で、彼の存命中に彼が兄弟で共有する農園が1869年にスペイン当局に没収された。Mora は徴発の5年後に独国民と契約を締結し、政府に対する権利を含む農園のすべての利益を売却した。委員会の両国の委員は、契約締結後の利益について、譲渡により管轄権を持たないことで一致した。徴発から契約までの利益については、裁判長 Lewenhaupt に送付され、同じ理由で管轄権を持たないと裁定された¹⁰⁾。

(e) 英米内戦請求委員会

1871年の Washington 条約により設立された英米内戦請求委員会は、南北戦争中に当事国の一方の国民の人身または財産に対してなされた行為から生じた、他方の当事国に対する前者の国民である法人、会社及び個人の側のすべての請求を裁定する権限を付与された(第12条)。

Adlam 事件(1872年)では、請求者は英国で出生して1850年に米国に移住し、59年に米国への帰化の意図を宣言した。同人は米国に対する請求を委員会に提出した。米国は、宣言により忠誠を放棄した国からの保護も廃

棄したと主張し、英国側は、宣言は撤回可能であり、宣言によって米国民としての権利が付与されるわけではないと主張した。両国の委員は一致して、請求者は意図の宣言にかかわらずなお英国国民であると判示した¹¹⁾。

Gribble 事件（1872年）では、請求者は、委員会に米国に対する請求書面を提出する前に米国への帰化の意図を宣言していた。係争中に帰化が完了し、請求原因の申立時点では米国民であった。委員会は本案に関して請求を棄却したが、米国側補佐人の同政府宛報告書によれば、委員会は帰化により出訴資格を喪失したとの見解で一致したという¹²⁾。

Calderwood 事件（1872年）では、請求者は生来の米国民で、英国人男性と婚姻をした。夫は1864年に米国内に有する綿花を米軍当局によって破壊及び押収されたが、4年後に死亡し、請求者がその遺言執行者及び受遺者として委員会に請求を提出した。米国の補佐人は請求者の出訴資格を争い、英国側は、国際法及び英国法によれば請求者は英国国民との婚姻により英国国民となった（米国法の規定も同様である）、英国法は外国人夫と死別した元自国民女性に英国籍の回復を認めているが、米国法はそのような規定を持たないと反論した。委員会は米国の妨訴抗弁を却下した¹³⁾。

Brand 事件（1873年）は、請求者はアイルランド（英国領）で出生し、米国に移住して数年後の1838年に米国人男性と婚姻をしたが、夫は10年後に死亡した。請求者は、婚姻中も米国民であったことはないと主張して、米国当局による自身の拘禁と財産の没収についての請求を委員会に提出した。請求者によれば、米国では1855年法まで米国民と婚姻をした外国人女性に米国籍は付与されなかったという。また、1862年に英国領事館での登録により英国籍を回復したことも主張した。

これに対して、米国は、Calderwood 事件の原則に従い、婚姻により獲得した国籍は夫の死後も継続される、1871年の米英条約までは国際法も国内法も夫の死亡後の妻の元の国籍の回復を認めていなかった、「ゆえに、主張された違法行為の実行時及び請求書面の提出時の両方において、彼女は米国民であった」と主張した。

委員会は一致して米国の主張を認め、管轄権の欠如により請求を却下した¹⁴⁾。

(f) 仏米混合請求委員会

1880年の仏米条約第1条は、南北戦争期に「米国政府の文民または軍事当局によって(略)仏国民の人身または財産に対して行われた行為から生じた、米国政府に対する仏国民である法人、会社または私人の側のすべての請求」(及び普仏戦争などにおける類似の米国民の仏政府への請求)について、同第2条で、いずれかの国民から提出された前記の請求について委員会に検討し決定する権限を付与していた。

Perché 事件では、請求者は、フランスで出生し、カトリックの New Orleans 大司教に在任中の1862年に米軍当局に逮捕され、事務所を破壊された。彼は1870年に帰化により米国民となり、その後委員会に米国に対する請求を提出した。

米国の補佐人は次のように主張した。委員会の管轄は条約の規定に限定され、第2条は現在形で規定されており、請求の提出時点で仏国民でなければならない。第1条は請求を生じる行為が行われた時点で仏国民であることを要求している。これらを併せ読むと、請求発生時の国籍が委員会への提出まで中断なく保持されなければならないことになる。被害の後に忠誠を放棄した者の請求または受益者が他国民である請求を許容することは締約国の意図ではない。仏法の規定により、請求者は米国への帰化により仏国籍を喪失した。

フランスの補佐人は以下のように主張した。苦情を申し立てられた行為は、米国政府によりその領域内で仏国民の人身または財産に対して行われており、条約の規定に適合する。本件請求が委員会により検討されないならば、請求者は請求を提出するいかなる裁判所も持たないことになり、救済のないままとなるであろう。

委員会は請求を却下した。請求者は仏国民であると主張しておらず、仏

国民の請求のみを規定した条約の条件に該当しないという理由であった¹⁵⁾。

Lévy 事件（1881年）は、請求は領域の割譲を理由として却下された。請求者 Henriette Lévy は仏領であった Alsace の出身でその地に居住していた。その夫 Jacob Lévy は、米国において他のフランス人及び米国人と商會を經營していたが、1863年に米軍により商會の所有する綿花が接収された。夫は1866年に本人以外の商會の持分を買い取り、Alsace に戻り1871年に死去した。請求者は自身の名において及び6人の未成年の子の後見人として、商會のすべての損失について賠償を請求した。

米国の補佐人は、1871年の独仏の Frankfurt 条約で Alsace がドイツに割譲されたことで、請求者は独国民となり、Perché 事件の決定に従って請求全体が却下されるべきである、米国人から買い受けた利益については、苦情を申し立てられた行為の時点で仏国民の財産ではなかったと主張した。請求者は、任意で帰化した Perché 事件とは異なると反論した。

委員会は、請求を却下した。請求者とその子は71年条約の規定する期間に仏国籍を選択せず、併合の結果としての集団帰化の対象となった。独国民は仏米両国民の請求の解決のために設置された委員会に提訴することはできない。また、夫の仏国籍は相続されえない。仏米条約は現実に委員会に請求を提出する者の仏国籍を要求している¹⁶⁾。

Chopin 事件は、請求提出後の請求者の死亡が問題となった事件である。Oscar Chopin は、自身とその3人の兄弟（全員が Jean Baptiste Chopin の子でその法定相続人である）を代表して米国を相手取って請求書面を提出した。Jean Baptiste は、仏国民で米国に居住し、米国民と婚姻をし1870年に死亡した。Oscar とその兄弟は米国内で出生した。Oscar は請求提出後に死亡し、妻と5人の未成年の子（いずれも米国内で出生した）が残された。米国は、全員が米国民であると主張した。

委員会は請求を認め賠償を裁定した。Oscar の国籍に関して見解は示さなかったが、Jean Baptiste の4の子は米国で出生したものの仏国民で

あり、Oscar の死亡が条約の批准の後及び請求書面の提出の後である限り、請求の権利は、国籍の問題に関係なくその子に承継されると判示した¹⁷⁾。

Wiltz 事件 (1882年) は、請求提出前の権利の承継が問題となった。仏国民である Delrieu は、カトリックの New Orleans 教区管理者であったが、1862年に米軍当局による財産の破壊と拘禁の被害に遭い、その後1879年に死亡した。その後任者である Wiltz が委員会に請求書面を提出した。それによれば、Delrieu が有していた請求の受益的所有者は債権者及び相続人であり、Wiltz は彼らを代表するという。これに対して、米国は、遺産管理人の国籍は重要ではなく、請求の受益的所有者のいずれかが条約の日に仏国民であることが必要であるところ、請求書面にはそのことが示されていないと主張した。フランスは、被害者が被害の時点から死亡まで仏国民であれば、債権者及び相続人が仏国民であることは必要でない、請求は損害が生じた日に発生し条約もすでに生じた請求を対象としている、賠償は政府に支払われるものであると主張した。

委員会は請求を却下した。条約の第1条及び第2条からは、死亡した者が損失を被った時及び死亡した時に仏国民であることは十分ではなく、最終的に賠償金を受け取る、真の受益者が仏国民でなければならないと判示した¹⁸⁾。

(8) 米国・ベネズエラ混合委員会 (1885年条約に基づく)

Willet 事件は、請求者の国籍を問題にしない独自の判断を行った。請求者はベネズエラで出生し居住する同国民女性で、米国人 Willet と婚姻をした。夫の死後、夫が生前に有していたベネズエラに対する請求を、自身及び5人の未成年の子を代理して、1866年条約で設置された委員会に提出し、賠償金額を裁定された。Willet 夫人は、その証明書を別の米国人に売却し、譲受人が本委員会に請求を提出した。ベネズエラは、(前の委員会においても) 提出時に夫人と子はベネズエラ国民であったと異議を唱えた。

委員会は請求を認容した。Little 委員が委員会の意見を述べた。国籍に関する法は明確でなく、主権者間の管轄権の抵触を生じてきた。米国に関しては、自国民と婚姻をした外国人女性とその子に国籍を付与するのは権利である。しかし、米国民と婚姻をして米国籍を得た者が、それを利用して、かつて自然の忠誠を有していた国を相手に請求を執行するならば、米国がそのような能力を有するのかが問題が生じる。外国で出生し居住しながら米国民となった者が、現地の政府の求めにより兵役に就くならば、事物の道理として米国民とはいえないだろう。

しかし、本件ではこの論点は仮設的なものである。夫は被害が生じた時点で米国民であり、死亡するまでベネズエラに対する請求を保持し続けた。夫人はその国籍に関する地位が何であれ、米国民の請求を代理する権利を有する。これは遺言執行者や遺産管理者による請求の場合も同様である¹⁹⁾。

(h) 英国・ベネズエラ混合請求委員会

Stevenson 事件（本案。1903年）は相続に関する事件である。生来の英国国民 Stevenson はベネズエラに居住していたが、その不動産が1859年から1869年にかけて、ベネズエラ当局により被害を受けた。彼は、1855年にベネズエラ女性と婚姻をし、12人の子をもうけ、1882年に死亡した。英国は Stevenson の計13人の遺族のために請求を提出した。

英国の代理人は、Vattel を参照して次のように主張した。国民になされた被害は国に対する被害であり、請求が弁済を受けるまでは償われなまま残っている。その発端において英国国民のためのものであった請求は弁済されておらず、ゆえに、英国が受けた被害は被害者の死亡により影響を受けない。1903年の英・ベネズエラ議定書の前文は、「一定の紛争が英国国民の請求に関係して英国とベネズエラ合衆国との間に生じた」とあり、Stevenson の人身に生じた違法行為によって英国が受けた被害についての請求は、同第1条及び第3条の委員会の管轄の条件をみたま。Stevenson

夫人及びその子の国籍は無関係である。

裁判長 Plumley は、最後の2人の子のみ英国国民であると認め、その分の賠償を裁定した。国民への被害が国家への侮辱であるとの英国の主張について、請求委員会の先例から以下のことが確認される。国民の被害に由来する国の介入の権利は、請求者の事後の事情により妨げられうる。この権利は、苦情を申し立てられた事態の発生の時点、及び国際裁判所を設立する条約の日に存在しなければならない。請求国の国籍を持つ受益者が支払いを受ける権利は、条約の時点で及びその時点まで存在しなければならない。請求国は侮辱による被請求国の処罰ではなく、国民の私的利益のための代表として行為している。

国際請求の根底にあるのは国家の侮辱であるという英国の主張は正しいが、この種の委員会で賠償を請求し受け取ることができるのは国民であり、国への侮辱を金銭で評価させることに諸国は通常は同意しない。それは主権国家により行われ、懲罰的である。議定書第3条は、前文に参照された英国国民の請求の一定のものの委員会への付託を認めているが、明示の規定なしにそれ以外の請求を審理する権限を本委員会は持たない。

Stevenson の妻はベネズエラで出生し、婚姻の前後及び夫の死後もベネズエラに居住している。国籍の決定は居住地国であるベネズエラの法に従い、夫の死後ベネズエラ国籍を回復した。ベネズエラ領域内で出生した子もベネズエラ国民である。最後の2人の子は英国領域で英国国民の親から出生したので英国国民であり、ベネズエラの軍務に就いたことは帰化に相当しない。ベネズエラ政府から、手続終了後に1名が死亡したとの証言がもたらされたが、請求提出時に確定した地位に影響しない (Chopin 事件)。請求の起源の時点及び本委員会への請求提出の時点における英国籍の要件をみたしているため、支払いを受ける権利がある。

Stevenson の妻と10人の子の分の請求は却下される。適当な裁判所におけるベネズエラ国民としての彼らの権利を予断しない。ベネズエラ法では妻と子の相続分は同等であるので、Stevenson が受けるべきであった賠償

金額を13等分し、英国民である2人の子の分についてのみベネズエラは支払う義務がある²⁰⁾。

(i) フランス・ベネズエラ混合請求委員会

単に「すべてのフランスの請求」の付託を規定する、1903年の両国の議定書に基づく本委員会の Maninat 事件（1905年）は、1898年にベネズエラ軍から受けた暴行の結果死亡した仏国民の被害について、その兄弟のうち4人の請求が委員会に提出された。裁判長 Filtz は、1名のみを請求を認めた。議定書は判例に従って制限的に解釈されるべきで、ベネズエラから損害を受けた仏国民によりまたは仏国民のために提出された請求にのみ委員会は管轄権を有する。国籍の証明責任は請求者にある。請求者のうち1名は仏国民であると結論づけられるが、残りはベネズエラで出生し同国に居住しており、国籍の決定は住所地法が優先するなどの理由で仏国民ではない²¹⁾。

Massiani 事件（1905年）も、Massiani は仏国民であり1901年に死亡し、その妻子などが、彼がベネズエラに有していた債権の支払いを求めて請求を提出した。裁判長 Filtz は管轄権を否定した。遺族の国籍について居住地の法が優先し、婚姻前にベネズエラ国民であった妻は夫の死後、同国籍を回復し、子についても親の選択した出生地の法が優先する。Massiani は議定書締結前に死亡しており、両締約国によって請求者として想定されていなかった。ベネズエラが自国民と考えていた遺族のために介入するフランスの権利に、ベネズエラは同意したとはいえない。管轄権は存在しないが、他での請求者の権利を予断することなく、そのすべての権利が留保される²²⁾。

(j) イタリア・ベネズエラ混合請求委員会

同じく1903年2月及び5月の議定書で設立された本委員会にも、被害者の遺族の請求がいくつか提出された。議定書は、ベネズエラはイタリアが

伊国民のために提起した請求を承認して、一定の金額を支払い、残るイタリアの請求(人身もしくは財産への被害または財産の違法な没収に対する)を委員会で解決することを規定していた。

Brignone 事件では、当初の被害者は伊国民で、ベネズエラで事業を営み、1892年にベネズエラ政府との取引に起因する損害を受け、その6年後に死亡した。委員会にその妻(婚姻前はベネズエラ国民)の請求が提出された。裁判長 Ralston は、国籍の抵触の場合、住所地の法によるとして、妻はベネズエラ国民であるとの理由で請求を却下した。ただし、妻が他の法廷で請求する権利を予断しないと述べ、さらに尊属の遺族のための賠償は裁定した²³⁾。

Miliani 事件も、当初の被害者は伊国民で、1871年から72年に被害を受け、1890年に死亡し、その妻(婚姻前はベネズエラ国民)と子(ベネズエラ国内で出生した)の請求が提出された。裁判長 Ralston は、妻については、Brignone 事件と同様の理由で、子については、イタリアと第三国では伊国民と認められるが、ベネズエラでは(住所地であるがゆえに本委員会においても)同国国民と認められるとして、他の救済手段を予断しないと述べつつ、請求を却下した。

なお、Ralston は、イタリアに対するベネズエラの国際義務違反は個人の国籍変更にかかわらず存続するとの主張に関して次のように述べた。すべての請求が国際委員会に付託されるわけではない。国旗に対する侮辱の金銭的評価は、外交官は行うが委員会は行わない。国民への不法行為は国家へのそれであるのは正しいが、委員会での請求者は国民を代表する国家である。その自国民の受けた待遇によりいかにその威厳が影響を受けようとも、イタリアは裁判所で自身の利益のために何らの賠償も得ることはできない²⁴⁾。

(k) 米独混合請求委員会

1921年の両国の Berlin 条約で、第一次大戦中(米国の参戦前を含む)に

米国及びその国民が受けた被害についてドイツは賠償を義務づけられ、22年の協定で支払額の決定のため本委員会が設置された。その行政決定第5号（1924年）では、委員会の管轄に関する米独間の相違について決定が求められた。すなわち、損失時に米国籍を保持していなかったがのちに獲得した請求者、損失の後に米国籍を喪失した請求者、または損失を受けた米国民から譲渡、相続などにより譲渡された外国人の請求に委員会が管轄を有するかの問題である。

米国は、ドイツの賠償義務が米国議会の1921年7月2日決議に基づいている（Berlin 条約第1条）ので、決議の日に請求者が米国籍を所持してさえいれば、損害発生時の国籍の保持は必要ないと主張した。ドイツは、Berlin 条約に読み込まれた国際法の一般原則に従って、請求発生時から裁判所による判決の日まで国籍の継続的保持が必要であり、権利の外国人への移転により請求は無効になると主張した。

裁判長 Parker は次のように述べた。請求がその起源から提出さらに解決の日まで継続的に請求国の国籍を保持しなければならないとの、ドイツの主張する規則は、国際法の確立した規則といえるほど普遍的に承認されているかは疑わしい。起源において請求国の国籍を持たなければならないとの一般的実行は存在する。この規則の理由は、国家はその国民を通じて被害を受けたことである。第三国の国民への請求権の譲渡や第三国への帰化によって、当該第三国は被害を受けていない。帰化は忠誠を移転するが、現存する国の義務を移転するわけではない。被害国のみが請求することができる。そうでなければ、濫用に道を開き、強国を、被害後に請求提起から利益を得る目的で請求を移転したり、帰化に関する法を利用したりする者のための請求代理人（claim agency）へと転換することになる。

しかし、この実行は、請求解決のための裁判所を創設する二国間条約により変更されうる。その管轄権は純粹に関係国間の合意の事項であり、国際社会の全構成国の関心事ではない。それは国際的原則を宣言するものではなく、関係国間で履行される実行規則（rule of practice）に過ぎない。そ

れは二国間で合意された権利の救済の手續に関係し、権利それ自体に関係しない。

起源時に請求国の国籍を要求する一般的実行は必ずしも踏襲されておらず (Orinoco 汽船会社事件)、及び起源から提出時までさらに最終解決時まで国籍の継続的保持を要求するとの (主張された) 規則も適用を否定されており (Alsop 事件など)、明確に確立しているとはいえない。この適用は、任意か否かを問わず国籍を変更した者から、外交的介入を通じた救済を奪うことになる。不正義をもたらすので、確立した規則であるかは疑われてきた。これを採用した判決は単なる実行規則として承認してきた。それらは裁判所の管轄権を規律する特定の条約の文言に支配されている。請求の登録日、裁判所への提出日、判決言渡しの日、解決の日といった、判決の一貫性の欠如は、各事例が特定の条約の文言に支配された結果である。問題は管轄権のそれであって、権利に関わるものではない。判例の多くは権利の存在を承認しつつ、自身は適切な法廷ではなかったと判示した。権利は、裁判所を規律する条約によって創設されたものではなく、それとは独立に存在していた。

1922年協定の文言は明確であり、慣習及び実行を参照する必要はない。ドイツの負う財政的義務の内容は、1921年7月2日の米国議会決議採択の際に米国が想定したものである。しかし、米国が決議に規定された権利を有することに同意した Berlin 条約の発効によってはじめて、ドイツは支払いを義務づけられた。Berlin 条約は、ドイツが平和の条件として、同条約によって創設された米国民のための権利を米国に付与した契約である。

ドイツは米国民になされた損害への賠償に同意した (Berlin 条約によって編入される Versailles 条約第232条、及び22年協定第1条) ことから、起源において米国民の被った損害のみが同条約の範囲に含まれる。また、米国は、同条約の発効によって権利を獲得した。損害発生日及び条約発効日 (批准書交換の日。1921年11月11日) の両方において米国籍を刻せられたすべての

請求が対象である。請求はこれらの日に米国籍を保持しなければならない。

条約発効後の外国人への権利の移転により権利を喪失させるような実行規則を同条約に読み込むことはできない。譲渡、相続その他による、請求の事後の国籍の変更はドイツの義務を免除せず、委員会の管轄の範囲に影響しない。任意で国籍を変更した者や購入により請求を取得した外国人のための請求の提出を米国は拒否しうるが、それは政策の問題である。米国はドイツの支払いを要求する権利を有し、約束したドイツは争うことはできない。

国家が国民のために請求を取り上げた場合、国家がそれを支配する権利は排他的である。国家は、特定の請求者の利益だけではなく、国の全人民のより大きな利益によって規定され、いつどのように請求を提出するかの決定において無制限の裁量を行使する。支払いがなされた場合、その資金に対して完全な支配を有する。国民の被害は国家の被害でありその請求は国の請求であるという Vattel の理論は、請求の究極の目的は私的請求者に賠償を付与することであるとの現実をあいまいにしてはならない。Berlin 条約も22年協定も、政府の有する請求と私人の有する請求を区別している。国が私的請求を完全に支配するとしても、私的性質が失われ国家的性格に埋没して国家の財産になるという意味における国家的請求ではない。

Berlin 条約発効後に請求が移転した事例が提出されている。ドイツは、いかなる時点における請求の国籍に関係する事実を開示することに利益を持つ。米国も、ドイツが個人請求者の詐欺から保護されるためにそれに依拠する権利を有する名誉と誠実により、各事案のすべての事実の検討を妨げるべきではない。委員会は、起源においてまたは条約発効日における真の国籍の決定に重要なものであれば、条約発効日後の請求の国籍に関する事実の検討をためらわないであろう²⁵⁾。

(l) スペイン領モロッコにおける英国人財産事件仲裁判決 (1925年)

1913年から21年にスペイン領モロッコにおいて英国人が受けた被害の解決のため、1923年に合意が締結され、単独仲裁人(報告者)として Max Huber が任命された。この事件の一つである Benchiton 事件は、英国の代理人が、請求者がもはや被保護者ではないと認めたので請求は受理不能とされた。保護の終了は1919年であった(英国の最初の行動の後、1923年の付託合意の前)。

報告者は次のように判示した。請求が起源から国際法の請求としての提出まで請求国にとって国家的でなければならないことは、国際判例により十分に確立した原則である。請求は、外交的手段による最初の提出だけでなく、請求が国際法に基づいて支持される行為の全体と理解されなければならない。このことから、請求の国家的性格は、判決の時点まで、少なくとも口頭弁論の終結まで存在しなければならない。Benchiton は、在 Alcazar 英国代理領事事務所の通訳を1919年に任意で辞職したことで、英国の保護を喪失した。私的利益が国家的性格を喪失した後に請求国の公的利益が存続できるとしても、二次的であり請求の国家的性格を保持しえない²⁶⁾。

(m) 英国・メキシコ請求委員会

1926年の両国の条約で設立された本委員会は、メキシコの軍隊などにより英国人が被った損害に対するすべての請求を扱うとされた(第3条)。

Gleadell 事件(1929年)は、請求権の遺贈が問題となった事件である。Gleadell 夫人は、英国民である夫との婚姻により英国民となった者で、メキシコに不動産を所有していたが、メキシコの地方政府から強制借入の形で金銭を徴収された。夫人は死去し、遺言執行者でもある夫が委員会に請求を提出した。メキシコは委員会の管轄権を争った。夫人は遺言により財産を前夫との間に生まれた娘(米国民)に遺贈したので、請求者は請求権を有していないという。

委員会は、メキシコの主張を認めた。仲裁判例は請求国の国民に生じた被害に基づかない請求は条約の範囲内でないことを確立してきた。Ralston 及び Borchard によれば、請求は、委員会におけるその提出の時点まで請求国の国民に継続して所有されなければならない。本件請求の原因は英国のものであるが、提出時まで保持されているかどうかは、相続人が誰で、移転が国籍の変更を伴ったかの問題である。夫人の遺言状は、メキシコに所在する個人的財産を娘に贈与しており、夫人のメキシコに対する請求権はこれに含まれる。遺言執行者が英国国民であることは重要ではない²⁷⁾。

Eschauzier 事件（1931年）は、Gleadell 事件の原則を修正した。当初の被害者である英国国民 William Eschauzier がメキシコに所有していた農場が1914年の革命及び内戦で占拠・略奪された。彼は1920年に死亡し、兄弟の Francis Eschauzier が遺言執行者兼相続人となったが、1924年に死亡した。英国はその妻 Minnie Stevens Eschauzier のために委員会に請求を付託した。しかし、請求の提出後に、Minnie が米国民と再婚をして英国籍を喪失した事実を知らされたメキシコ側代理人は、請求却下の申立てを行った。

委員会は申立てを認めた。本件は付託の日の後に米国民となった点で Gleadell 事件とは異なる。裁判所が請求の付託と裁定の日の間に起きた変化を考慮しなければならないとしたら、国際裁判はより複雑になると主張された。これらの変化は多数にわたり相互に打ち消しあう。帰化の申請、許可、もしくは任意の国籍の放棄、または婚姻の成立もしくは解消もある。これらの事例の多くで、同一性または国籍の変更は、裁判所の、しばしば代理人も認識できないものである。判決の時点ですべての個人的要素が請求提出時と同一であることを確認することは極端に困難である。付託日が決定的なものとされ、その後の事態を考慮しないのであれば、裁判は単純化されるであろう。Borchard 及び Ralston 並びに判例は提出日としている。しかし、裁定の前に国籍の変更があったことを知った場合、被請求

国に賠償の支払いを義務づけることは正当ではない。

さらに、近年の国際法の発展が裁定時の状況を重視することに傾く。ハーグ国際法典編纂会議の準備委員会の質問に対して、英国は、請求者は裁定の日まで継続して請求国の国籍を保持しなければならないと回答した。多くの政府も同様の回答を行い、議論の基礎第28にいたった。本委員会は、これらの文書の重要性に照らして、請求者がもはや英国籍を所持していない事実を無視することはできない²⁸⁾。

2. 始期に関する判例

(a) 米国・メキシコ混合委員会 (1839年条約に基づく)

本委員会は「メキシコ当局による米国民の人身または財産への被害から生じた」米国民のメキシコへの請求を対象としていた(条約前文及び第1条)。

Parrott & Wilson 事件(1841年)は、メキシコ在住の米国人商人の請求を却下した。請求の起源は、メキシコの二人の軍人がそれぞれメキシコに有していた、給与及び部隊への兵站補給についての債権であり、それが転々譲渡されて請求者(商会)の所有となり、委員会に請求が提出された。メキシコ側委員は、請求は、元はメキシコが自国民に負っていた債務であるので、委員会の管轄外であるとの意見を述べた。裁判長は、請求は審理しえないと決定した²⁹⁾。

Santangelo 事件は次のような事案である。請求者(Santangelo 侯爵 De Attellis)はイタリア人であったが、国外追放され、1824年に米国に到着して米国への帰化の意図を宣言した。彼は1826年にメキシコにいる家族を訪ねたが、理由の説明なく追放された。1829年に期間満了により帰化は成立した。彼はメキシコを相手取って委員会に請求を提出した。

米国側委員は、請求者は1826年にどの国の国籍も持たず、「未完結の米国民」として被害を受けた、帰化の意図の宣言から承認までの期間に保護

が受けられないと考えるのは誤りである、その道義的請求が1829年に成熟したなどの意見を述べた。裁判長 Roenne は、請求は委員会の権限外であると決定した。その内容は、請求者は主張された違法行為が発生した時点で米国民ではなかったがゆえに、39年条約の条件に含まれないというものであったとされる³⁰⁾。

(b) 米国・コスタリカ混合委員会

1860年の条約で設立された本委員会は、コスタリカ当局の行為を通じて、その人身への被害または財産への損害から生じた米国民のコスタリカ政府への一定の請求に管轄権を有していた。

Medina 事件（1862年）では、請求者は、Medina とその子で構成された商会である。Medina は、コスタリカ国民として出生し1859年に米国の裁判所から帰化を許可された（子は未成年のため父の帰化により米国民となった）。実際は、Medina は、コスタリカに家族とともに居住していて、1856年に米国を訪れ帰化の意図を宣言したものの、すぐに帰国し、米国の求める3年の期間の間、米国に居住することなく、59年に再び渡米して帰化の許可を得ていた。請求者は、帰化の決定の最終性を主張したが、コスタリカは、当該決定は同国も委員会も拘束せず、詐欺によるもので無効であると主張した。

裁判長 Bertinatti は請求を却下した。委員会は真実と正義に従って裁判するので、請求者の資格を審査する権限を有する。正しく審査されれば、帰化は承認されなかったであろう。「政府は、その国民の一人になされた侮辱または不正義に憤ることができる。しかし、現在の政府によって一定の被害または損害を受けまたは受けたと信じて、そのあらゆる苦情への救済を得る結果のために来て帰化するすべての者への避難所を開くことは馬鹿げている」。請求者は委員会の出訴資格を持たない。ただし、通常の裁判所におけるコスタリカ政府に対する権利を予断しない³¹⁾。

(c) 米国・メキシコ混合請求委員会 (1868年条約に基づく)

本委員会 (1章(c)と同じ委員会である) の Fleury 事件 (詳細は不明) で、米国側委員は、両国の委員の一致した意見として、請求者自身が請求書面において、違法行為の時点では仏国民であったと陳述していたことから、委員会の管轄権行使に否定的に回答しうると述べた³²⁾。

Perez 事件 (1871年) でも、請求者は生来の仏国民で、1870年に米国に帰化したのが、被害を受けたのは1861年であった。米国側委員が請求却下の委員会の意見を述べた。請求者は1856年から請求書面の提出時までメキシコに住所地があり、帰化が真正であるか疑わしいが、それについて決定する必要はない。苦情を申し立てられた被害の日に請求者は米国民ではなかった。米国との間に忠誠の絆はなく、米国は彼についていかなる請求も持たず、彼に主権の権利のいずれも行使できない。この状況で彼は国に保護を求めることはできない。米国がメキシコに居住する外国の国民に利益を持つと考えることは困難である。彼の帰化の意図の宣言は、外国に居住して実行しなかったので価値を持たない。忠誠と保護は相互的である³³⁾。

Hargous 事件 (1876年) は、Hargous 商会在メキシコに有していた債権の支払いに関する事案である。同商会は、請求者 Hargous が2/3、独国民 Voss が1/3の持分を有していた。請求者は、1848年の米・メキシコ条約で米国が得た賠償金の配分のため設置された米国の委員会に申立てを行い、請求額の2/3の支払いを裁定された。その後、商会は清算され、Voss はその権利及び請求権を請求者に売却した。請求者は本委員会に、債権の残余の支払いを求めて請求を提出した。

裁判長 Thornton は、管轄権の行使は認められないと裁定した。請求者は当該債権の取得の際に、それに内在する制限、すなわちドイツの請求であることも受諾した。メキシコは Voss にもみ債務を負っていたのであり、その本国のみがメキシコの支払い拒否に抗議しうる。委員会はそれを審理する権利を持たない。もし持つとすれば、政府の債務が尊重されなかった国において、強国の国民が将来、政府の支援により支払いを強制で

きることを期待して、すべての国籍の請求を安価で買い占めることを奨励することになるだろう。商会を清算しメキシコを出国しようとした Voss が債権を安価で売り、請求者は米国民としての影響力により支払いを受けて利得しようとしたと推論できる。1868年条約は事業取引に起源を持つ請求を対象としていないと考えるが、もし被害があるとしても苦情を申し立てるのは独国民である。請求の移転は請求の当初の国籍を奪うことはできない³⁴⁾。

(d) 米国・スペイン委員会

本委員会（1章(d)と同じ委員会である）は、1871年2月の合意（交換公文）により、1868年10月以降にキューバのスペイン当局によってその人身もしくは財産になされた被害についてのスペインに対する米国民のすべての請求、または米国民の被害に対するその相続人のすべての請求に管轄権を付与されていた。

Foulke 事件（1873年）は、1871年5月に死亡したスペイン国民 Cisneros の娘（米国民）からの請求に関するもので、請求の対象は、Cisneros がキューバに所有していた不動産が1869年に現地当局に徴発された被害であった。

裁判長 Lederer は請求を却下した。本委員会の管轄は米国・スペイン合意に規定されている。請求者は、違法行為の被害を受けたとされるスペイン国民の相続人である。スペイン国民は委員会における出訴資格を持たない。請求者は父親が生前有していた以上の権利を相続できない。かりに父親が米国民であれば、相続人がスペイン国民でも請求は管轄内であったであろう。しかし、本件はそうではなく、請求者の持つ米国籍は無関係である。ゆえに、請求者は合意の意味における米国民ではなく、合意の下での出訴権を持たない³⁵⁾。

本委員会では、被害（いずれも1869年のキューバにおける財産の徴発）の後、米国籍に帰化した者からの請求を受理不能とした多くの事例がある。例え

ば、Perfecto de Rojas 事件(1873年)は、被害の時点では帰化の意図の宣言がなされたのみで、請求者は合意の意味における米国民ではなかったと認定された³⁶⁾。

1869年以降に帰化した者から、被害の時点を帰化の後に設定することで、71年合意の条件を迂回しようとする様々な主張がなされた。例えば、O'Farrill 事件(1875年)で、米国の弁護人は、キューバ当局がスペイン本国からの徴発解除命令に従わなかったことが違法行為であると主張したが、裁判長は、財産徴発時に米国民でなかったとして請求を却下した³⁷⁾。Yzquierdo 事件(1875年)も、請求者は、請求の基礎を1869年の徴発命令ではなく、翌年の没収命令に置いて請求したが、裁判長は管轄権を否定した³⁸⁾。

(e) 米国・ベネズエラ混合委員会(1885年条約に基づく)

本委員会(1章(g)と同じ)のAbbiatti 事件では、請求者は米国民としてベネズエラに対して、1863年及び64年の取引に基づく請求を行ったが、元は伊国民であり、1868年より前に米国民であった証拠はなかった。

委員会は管轄権が存在しないと決定した。米国側委員 Little による委員会の意見は次のとおりである。本件の問題は、請求者が苦情を申し立てた事態の時点で米国民でなかったために出訴資格を持たないかどうかである。85年条約は「ベネズエラ政府に対する米国民である法人、会社または個人の側のすべての請求」が委員会に付託されることを規定するが、いつの時点の国民を意味するのか。少なくとも請求が発生した時に国民でなければならぬ。これは確立した法理である。請求国は請求代理人(claim agent)ではない。国の自国民への違法行為の加害は国に対する被害であり、救済を確保する際に、国は自身の義務の履行として、ある意味で自身の利益のために行っている。このことが——条約の条件に従うが——管轄権の決定のために重要である。

損害を受けた者がその時点で他国の国民である場合、事後に請求国の国

民となったとしても、その国は被害を受けていない。被害は当該他国の被害である。帰化は忠誠を移転するが、現存する国の義務を移転しない。請求者は米国民になることによって、イタリアが彼に負う現存する義務を米国に負わせることはできない。本件は、国民であった時点で未完了の違法行為または継続的な違法行為の事例ではない³⁹⁾。

(f) チリ・米国委員会

1892年の条約で設立された本委員会の Wilson 事件では、請求者はスウェーデンからの移民で、1893年に米国への帰化が許可された。チリに有していた財産が損害を受けた1891年の時点では、帰化の意図を宣言したのみであった。請求者はそれによって米国の保護を受けられると主張した。チリは妨訴抗弁を提起した。

委員会は、管轄権を持たないと決定した。条約の文言から委員会の管轄は、一方の国民の人身または財産に他方の国の政府によってなされた行為から生じた、前者の国民による請求に限定されている。請求者は主張された損失の時点で米国民ではなかった。米国の国内法及び外交実行、並びに米国とスウェーデンの条約も、Perché 事件の判例も示すように、帰化の意図の宣言のみでは米国民とはならない⁴⁰⁾。

(g) 米国・ベネズエラ混合委員会（1903年議定書に基づく）

Orinoco 汽船会社事件は、請求者は米国会社であるが、請求権は英国会社から譲渡されたものであった。英国会社は、ベネズエラ政府からのコンセッションを同政府によって破棄され、1902年にベネズエラ政府その他に対する請求権を請求者に売却した。米国側委員は、Abbiatti 事件を根拠に、起源時の国籍の原則は条約により修正されうるとの見解を述べ、ベネズエラ側委員は、請求の発生から最終的解決の日まで請求国の国籍が保持されなければならないとの見解を述べた。

裁判長 Barge は管轄権を認めた。議定書は、委員会の管轄を「ベネズ

エラ政府に対する、米国民によって所有されるすべての請求」と規定している。請求者は米国法の下で設立され存在する会社であり、英国会社から購入したベネズエラ政府に対する請求を所有している。

「(略) 国際法の承認され及び実行された規則によれば、国家は請求代理人ではないので、引き続き所有者が異なる国籍を持つ事実により請求は国籍を変更しないが、国家自身への被害におけるその国民への違法行為の加害として、国は、他国の国民になされた被害に対してではなく、自国民になされた被害に対して救済を確保することができるのみであることは真実である」。

この規則は条約によって除外されうる。議定書が、「国民のすべての請求」といった一般的な文言（国民になされた被害に対するすべての請求と解される）ではなく、「国民によって所有されるすべての請求」という普通ではない表現を用いているのには理由がある。米国とベネズエラの交渉や請求者の米国政府への働きかけの事実から、議定書の署名の時点で米国民によって所有されていた請求を解決することが締約国の目的であったといえる。ゆえに、この種の請求に対して委員会の管轄権が承認されなければならない。請求者の請求についてもそうである⁴¹⁾。

(h) イタリア・ベネズエラ混合請求委員会

本委員会（1章(i)と同じ）の Corvaia 事件で、請求者は Corvaia の遺族であり、生前彼がベネズエラ政府に有していた請求の支払いを求めた。Corvaia は、両 Sicilies 王国（のちにイタリアに統合された）で1820年に生まれ、18歳でベネズエラに移住し、当地で事業を営んで財をなし、1886年に死去するまで同地で生活した。その間、1850年から51年にベネズエラ政府の代表として米国に派遣され、1856年から59年まで欧州においてベネズエラの外交使節（57年からは特命全権大使）に任命され、1864年から65年においても欧州において政府の任務を行っていた。イタリア側委員は、同人が伊国民であって、その遺族の大半も伊国民（一部は仏国民）であると主張

し、ベネズエラ側委員は、彼らがベネズエラ国民であると主張した。

裁判長 Ralston は管轄権を否定した。イタリア・ベネズエラ間の二つの議定書は、「イタリア国民」及び「イタリアの請求」に言及する。問題は、請求が起源において及び提出時においてイタリアのものであるか否かである。Corvaia は生来の両 Sicilies 国民であるが、同国法（及びイタリア法）は、外国政府の公的職務を受諾した場合、及び帰還しない意図をもって外国に定住した場合に、国籍を喪失することを規定しており、Corvaia は両 Sicilies 国籍を喪失した。のちに再取得したこともなかった。イタリアも同人も、伊国民であると主張することを禁じられる。同人は、伊国民として請求を提出することはできなかった。

遺族の国籍については、議定書の文言は十分に広い。相続により伊国民に付与された請求に管轄権を承認したい。起源時に仏国民のもので現在伊国民に所有される請求が、フランス・ベネズエラ委員会にも、イタリア・ベネズエラ委員会にも拒否されることは不正義を行うことになるからである。しかし、裁判長は自由ではない。Stevenson 事件が判示したように、仲裁判例は、請求が起源においてイタリアのもので、かつ、委員会に承認されうる前に所有においてイタリアのものでなければならぬことを強調してきた。

このような状況は、米国・ベネズエラ議定書で、起源において英国のもので所有において米国のものである請求に管轄権を認めることを促した（Orinoco 汽船会社事件参照）。本委員会の議定書第 8 条の最恵国待遇条項により同様に扱われるとの主張があるが、他の事件で判示したように、受け入れることはできない。

本委員会の管轄権への抗弁は認められる。ただし、適切な管轄権を持つ裁判所においてベネズエラに対して請求者が持つ権利を予断するものではない⁴²⁾。

(i) Alsop 事件仲裁判決 (1911年)

本件は、チリ会社(合名会社)である Alsop 社の構成員(社員)である米国民のために、同社がチリに有する債権の支払いを米国が求めた事案である。

この債権は、当初、同社がボリビア政府に対して有していたもので、清算中の同社の清算人とボリビアの1876年の取決めで、同国がペルー領 Arica 港に有する税関の収入とボリビア領域にある銀鉱山の採掘権譲許により支払われることとされた。しかし、1879年にチリとボリビア及びペルーとの戦争が始まり、どちらもチリに占領されその領土となった。米国の要求により、チリはこの債務を引き受けることに同意したが、金額については合意できなかった。Alsop 社の請求は1894年にチリ・米国委員会(本章(f)の委員会)に提出されたが、同委員会は、同社はチリ会社であり、米国民による請求の提出を規定した条約の条件をみたさないで、出訴資格を持たないとして却下した。

1909年の両国の議定書で「Alsop の請求における請求者 (claimants in the Alsop claim) に衡平に支払われるべき額」の決定を、英国王を友誼的仲裁人とする仲裁に付託することが合意された。審理は英国王が任命した3名の委員会により行われたが、チリ政府は、同社がチリ会社であって、その訴えは外交請求の主題たりえず、チリ裁判所で審理されるべきとの抗弁を提出した。

委員会は抗弁に以下のように応えた。この主張は真摯に提出されたとは考えがたい。それは付託合意の条項に反する。チリの提案する救済は非現実的である。完全な権限を有する中立の仲裁人から、十分な権限を持たない関係国の裁判所に決定を移したなら、その裁定は争点の実効的解決を提供しないか両国の摩擦を増大させるだろう。もしこの主張が真摯に提出することを意図されたならば、拒否されるべきである⁴³⁾。

(j) Landreau 事件国際仲裁委員会判決（1922年）

米国とペルーの議定書で本事件のためにのみ仲裁委員会が設立された。米国が請求を提出したのは、フランスで出生し米国に移住して1867年に米国に帰化した John Célestin Landreau の遺族のためである。その兄 John Théophile Landreau は、フランスからペルーに移住し、同国政府の報償を知って、グアノの探査を行った。1859年頃に Théophile は、鉱床探査の資金を Célestin に援助してもらう代わりに、政府から得る報償の一部（最終的には3割とされた）を支払うことを約束した。Théophile は、1865年にペルー政府との間に、グアノ鉱床の情報を提供する代わりに、採掘されたグアノの利益の一定割合を受け取る契約を締結し、3年後に鉱床のリストを提出したが、ペルーは契約を破棄した。のちに Théophile は契約違反の請求を放棄したが、米国は Célestin（1919年に死去した）の請求権のために外交的に介入し、国際仲裁委員会が設立された。審理においてペルーは請求の国籍を問題にした。

委員会はペルーに賠償の支払いを裁定した。国籍の問題、すなわち請求発生時に Célestin が仏国民であり、その後の帰化が米国の請求を正当化するか否かの問題については、評価は困難である。米国は本件請求を取り上げ、本裁判所は両国の合意により請求について判決するよう求められている。米国が取り上げたのは権限を踰越していたと述べるのは困難である。本裁判所はこの問題に立ち入らない。なお、契約締結は Célestin の帰化の前であるが、契約に関して起きた出来事は帰化の後であることを付言する。

ペルー政府に対する請求権の Théophile から Célestin への譲渡はペルーの知るところであり、正義と公平において、ペルーは Célestin にその持分を支払う義務があった⁴⁴⁾。

(k) 米独混合請求委員会

本委員会（1章(k)と同じ）の Mary Barchard Williams 事件（1925年）は

独自の始期の判断を示した。請求者は米国で出生しそこに居住する米国民であるが、米国に住所地を置く英国国民の夫と婚姻をして米国籍を喪失した。夫は、ドイツによる米国船 Lusitania 号撃沈で消息不明となった。米国法は、外国人と婚姻をして米国籍を喪失した米国民女性が、婚姻関係の終了時に米国内に居住している場合、自動的に米国籍を回復する旨を規定していた。

裁判長 Parker は、請求を認め賠償金を裁定した。Berlin 条約においてドイツが支払いを義務づけられた賠償は、他人の死亡により遺族が被った損害に対してであって、死者が被った損害にはない。請求者は夫の死亡により原始的請求権が与えられた。そして、当該権利の付与と同時に米国籍を回復したので、請求は起源において米国のものである⁴⁵⁾。

(1) 中央 Rhodope 山林事件仲裁裁判所本案判決 (1933年)

本事件は、トルコ領時代にギリシア系の者が山林の所有権または伐採権を認められていた地域を、1913年にブルガリアが割譲により獲得した後、1918年に山林を没収したことにに関して、ギリシアが Nueilly 条約に基づいて設置された仲裁裁判所 (単独仲裁人 Undén) に、その返還及び賠償金を請求した。被害者の多くは1913年にギリシア国民となっていたが、ブルガリアは2名がギリシア国民であることを否定した。

ギリシアの代理人は、彼らが、西 Thrace の領域移転に伴って、1913年にトルコからブルガリアに、1920年にギリシアに国籍を変更し、ブルガリアの没収行為の時点で彼らはブルガリア国民であったが、違反は Nueilly 条約の締結の後まで完結しなかったと主張した。また、彼らはギリシア国民となったことで、ギリシアの国際的保護を求める権利を獲得した。「本件において彼らから保護を奪うことは、外交的保護を国際関係における個人の権利の保障に必要な手段とみる国際法の現代的傾向に反する」とも主張した。ブルガリアの代理人は、彼らはブルガリア国民であり、ギリシア国民になったとしても、それは1924年のことであると主張した。

裁判所は、この2名についてのギリシアの請求は受理不能であると判断した。両当事国が一致しているのは、問題となる1918年に彼らがブルガリア国民であったこと、すなわち有害な行為が行われた時に、非難された措置を行った国の国民であったことである。共通国際法に従って、有害な行為に対する彼らの利益のために請求を提出する権利をギリシア政府に認めることは、それが彼ら自身の政府によって行われたがゆえに受け入れることはできない。常設国際司法裁判所のマプロマチス事件判決は、外交的保護は自国民に関して国際法を尊重させる権利を主張するものであると判示した。たとえのちにギリシア国民になったとしても、ブルガリア国民がブルガリアの没収措置により被害を受けた事実に基づいて請求することはできない。Nueilly 条約の規定などもギリシアの外交的保護をその範囲にまで拡張していない⁴⁶⁾。

3. 継続性に関する判例

(a) 仏米混合請求委員会

国籍保持の継続性が問題となりうる事件として、本委員会（1章(f)と同じ）の Petit 事件がある。請求者は生来の仏国民で、1863年に米国で米軍の行為により被害を受けた。その5年後に米国に帰化したのが、1870年に家族とともにフランスに帰国して滞在し、仏国籍を回復し、仏国民としての権利を行使し同国政府に承認されたという。請求者は1881年4月に請求書面を提出し、その5カ月後に仏当局から受理した国籍再取得の証明を提出した。米国は、請求者の仏国籍再取得は81年9月であって、条約の日だけでなく請求提出の時点においても仏国民ではなかったと主張した。

委員会は請求を認容し賠償金額を裁定したが、理由は不明である。米国側補佐人の政府宛報告書は、1870年に帰国しその後仏国民として行動し（正式な再取得の前に）同国当局からもそのように認められた事実により管轄権が認められたと解している⁴⁷⁾。

4. 考 察

(1) 本稿は、いわゆる国籍継続原則に関する主に混合請求委員会の判例を概観してきた。国籍継続原則は、終期と始期に関する判例が別個に成立し、両者が結合されて成立したとされている。両方の時点での国籍保持とともに要求する定式化は、当事国の主張としては Brand 事件や Perché 事件における米国の主張に見受けられるが、判例として定式化したのは Wiltz 事件であり、Stevenson 事件では確立したものとされている。

判例で問題となった事例は様々であるが、帰化の事例が多い。ほとんどが移民受け入れ国である米国への帰化の事例である。婚姻による女性の国籍の夫のそれへの変更（いわゆる夫婦国籍同一主義）、または夫の死亡による元の国籍の回復（が争われた）の事例も多い。夫婦国籍同一主義は、現在の各国の国籍法における廃止に加えて、女子差別撤廃条約第9条1項で禁止されており、このような状況（国籍の回復も含めて）は現代は生じないと思われる⁴⁸⁾。国籍継続原則との関係でしばしば議論される、領域の変更に伴う国籍の変更の事例は、実際は多くはなく、個人に（条約の規定上は）選択権が与えられていた（Lévy 事件など）。

被害者の死亡による請求の承継が問題となった事例はきわめて多く、被害者だけでなく受益者たる相続人も請求国民であることが要求されている（Willet 事件のような例外もある）。請求権の譲渡の場合も譲受人が請求国民であることが要求されている。

特に、婚姻や被害者の死亡による非任意的な国籍変更または請求の移転は、個人の側に責に帰すべき事情があるわけではないにもかかわらず国際請求の却下をもたらすので、国籍継続原則の問題を強調する。もちろん任意の帰化の場合でも、国籍の変更は個人の自由である⁴⁹⁾ので、それにより国際請求が妨げられるのは不当な結果であるといえることができる。

(2) 終期における国籍保持の要件について、判例は、請求が請求国の国民

によって提出されることが必要であると解し、国籍を請求国以外の国籍に変更した者及び請求国の国民から請求権を譲り受けた他国の国民の請求を、それらが任意であるか否かに関係なく、却下してきた。Brand 事件及び Perché 事件における米国の主張で、個人による請求の委員会への提出時の国籍保持の要件が言及された。Chopin 事件判決は条約の批准時と個人による請求の提出時の両方の基準を示し、その後の事情の変化を考慮しない立場を示した。20世紀に入ってから Stevenson 事件判決は、一般論では条約の日としつつ、事案には（政府による）提出日の基準を適用した。その後の Gleadell 事件判決は、Borchard の見解に従って（政府による）請求提出時としている。Orinoco 汽船会社事件は条約の解釈として署名日における請求の所有を要件とした。行政決定第5号は、一般的には委員会設立条約に依存するがゆえに一貫していないとするが、自身の設立条約の解釈としては条約発効日（批准書交換日）を採用した。

他方で、Benchiton 事件は請求の解決時までとし、Eschauzier 事件は請求提出日の基準を修正して後の事実を考慮した（行政決定第5号も発効日後の事実も考慮すると述べ、Gribble 事件もそう解される）。

(3) 終期の要件の理由として、まず、混合請求委員会を設立する条約の規定が挙げられる。これらの規定は、条約当事国の国民が請求を提出することを前提としている。ゆえに、第三国の国民が提出した請求は、当事国がそれに応じることにも、委員会の管轄権にも同意していないので受理不能となる。

次に、委員会の言い渡す裁定から利益を得る者が請求者であるべきであるとの考慮⁵⁰⁾である（Wiltz 事件及び Stevenson 事件）。このような考慮に基づいて、国民の受けた被害は国家の被害であり、この国家の被害は個人の国籍変更の後も存続するとの命題は否定される。同様に、Stevenson 事件で Plumley が、また Miliani 事件で Ralston が述べたような、国籍の変更の後には、被害時の国籍国は侮辱といった精神的損害を受けているのみで、そのような損害は委員会の裁定対象ではないとの見解が表明される。

(4) 終期を条約の日(署名日、批准日など)とする観念は、委員会設立条約への国家の同意を強調することに基づいている。条約に同意することによって、その時点に存在していた請求または相手国の主張する請求に応じる義務を引き受けたので、締結の時点が基準になると説明される(Massiani 事件及び行政決定第5号)。

終期を請求の提出日とする考え方も、同様に委員会設立条約の規定、すなわち、委員会の管轄権が当事国の国民が直接にまたは政府を通じて提出した請求を対象とするとの規定の解釈に基礎づけられる(例えば Lévy 事件)。請求の提出の際にその者が請求国の国民であることが含意されているからである(Perché 事件での米国の主張)。加えて、Eschauzier 事件が説明するように、実務的に提出日以降の事情の変化を裁判所が考慮するのは困難であることも要因であろう⁵¹⁾。

他方で、終期を裁定の日とするとの立場もある。論理的には裁定の受益者の考慮に由来するかもしれないが、詳細な説明をしているものは少ない。Benchiton 事件の Huber は、国家的性格を持たなければならない請求はその解決までを意味すると説明した。Eschauzier 事件は、同時代の諸国のその旨の見解を考慮した。なお、これらの判例に、ILC 条文のような、請求提出後の変更を被請求国籍への変更か第三国の国籍への変更かで区別する論理⁵²⁾を見出すことはできない(Eschauzier 事件は第三国への変更の事例である)。

(5) 始期における国籍保持の要件、すなわち被害の時点で請求国の国民が被害を受けていなければならないとの要件については、最初の判決は終期のそれより遅いが、定式化は同時期(1840年代)の Santangelo 事件に遡り、終期の要件の定式化より前である。Abbiatti 事件での Little や Corvaia 事件の Ralston の見解では確立した判例としての扱いを受けている。ただし、この要件は、条約の明文の規定または解釈により、除外される場合もある(Orinoco 汽船会社事件、Alsop 事件及び Landreau 事件)。

(6) 始期の要件は、条約の文言、すなわち当事国の国民の人身または財産

に対する被害への言及を根拠とする（Santangelo 事件、Foulke 事件、Wilson 事件、Corvaia 事件など）。他方で、委員会を設立する条約に当事国の国民への被害への言及を欠くにもかかわらず、条約の解釈として（Abbiatti 事件）、あるいは無関係に（Benson 及び Lasarte 事件など）この要件を適用したのものもある。

むしろ、判例は、被害の時点で国と被害者の間に国籍または忠誠の絆が存在しなければ、外交的保護を行使することはできないとの一般的な観念にこの要件を基礎づけている（Perez 事件、Orinoco 汽船会社事件及び行政決定第5号）。いわば外交的保護の根底にある観念である。Abbiatti 事件は、国民の被害は国家の被害であるという、いわゆる Vattel 的擬制に基づく説明をしている。中央 Rhodope 山林事件もいわゆる「マブロマチス公式」を引用している。

起源において被害者が被請求国の国民である場合、（伝統的国際法では）当該国は自国民の待遇に責任を負わないとの考慮も見受けられる（Parrott & Wilson 事件及び中央 Rhodope 山林事件）。

さらに、実質的な説明を始期の要件に施す判例もある。国を、自身に無関係の請求を収集し代理して請求する、請求代理人にしてはならないとの論理（いわゆる請求代理人理論）が見受けられる（Abbiatti 事件、Orinoco 汽船会社事件及び行政決定第5号）。

請求者個人の側から、請求権の譲渡（Benson 及び Lasarte 事件、並びに Hargous 事件）または帰化（Medina 事件）により、自身の利得のため外交的保護または請求委員会を利用することを許してはならないとの考慮も強調されている。

(7) 継続性の要件、すなわち請求が始期から終期までの間、継続的に請求国の国籍を保持しなければならないとの要件は、Perché 事件での米国の主張で初めて現れる。判例では、Gleadell 事件を初出として、傍論として継続性の要件を述べる（Benchiton 事件など）。Wiltz 事件や Corvaia 事件などのように、継続性への言及なく始期と終期のそれぞれの要件を述べるも

のもある。これまでみたように、判例は、それぞれの期日の要件を正当化するのみである。請求国から他国に国籍を変更しさらに請求国籍を回復する例はきわめて稀であるが、Petit 事件のように、そのような事実を問題にしていないようにみられる事例もある。

上記の判例の傾向から、継続性の要件は確立したものではない（始期と終期のそれぞれで請求の国籍があれば十分である）との見解が有力である⁵³⁾。

(8) 国籍「継続」原則は確立した慣習法とされているが、疑問も提示されている⁵⁴⁾。判例における懐疑的見解の代表が、行政決定第5号の Parker のそれである。確立した規則ではなく、条約の規定に依存した「実行規則」に過ぎないというものである。こうした認識に対して、条約に明文の規定がない場合にも、請求委員会の判例は一貫して始期と終期における請求の国籍の原則を適用してきたので、慣習法となっているとの批判がある⁵⁵⁾。

判例のみの検討から一般的結論を導くことはできないが、始期と終期における請求の国籍の要件が慣習法化しているとしても、終期の要件は条約の日としても請求の提出日としても、混合請求委員会を設立する条約と密接に関連しているので、外交経路による請求に対しても適用可能であるかは、慎重な検討を要するであろう。

(9) 請求の国籍の原則、特に終期の要件は混合請求委員会の制度を背景に成立したといえる。一部の判決（Corvaia 事件及び行政決定第5号など）も自覚していたように、この原則は、被害者の事情により要件をみたさなくなった請求を受理不能にすることで、不当な結果をもたらす。

請求委員会の姿勢については、二国間条約に基礎を置くがゆえに第三国の国民が利益を得ることを厳に避けようとした⁵⁶⁾、委員会の手続を主権免除への譲歩とみて管轄権を制限的に行使した⁵⁷⁾などの説明もなされる。

混合請求委員会を設立する条約が、請求を有し当事国を通じて提出する国民の存在を前提としており、例えば人の死をもたらす違法行為の場合に国家が死亡損害そのものを請求するようなこと（国内法ではあまり例はない

が)はできない。遺族が存在する場合で、その少なくとも一人が請求国の国籍を持たなければ損害が救済されない結果になる。請求を有する個人を前提として制度が設計されたことが請求委員会の特徴であり限界であるといえる。

自身は請求を却下しつつ、他の手続における救済を予断しないことを強調した判決も多い。請求の国籍の原則は、混合請求委員会の制度を離れても妥当する広い射程を持つのか、すなわち、一般的に国際請求の提起すなわち外交的保護の行使が規制を受けるのか否かは、今後の課題である。

結論に代えて

ある論考によると、混合請求委員会の制度は、(i)請求の提出は国籍国の裁量で、個人は当該国を通じて委員会に見解を述べるなど、請求の支配は国籍国にあった、(ii)裁定額が直接個人に支払われる委員会は稀で、国籍国を通じて支払いを受けるがそれは個人の権利ではなかった、(iii)裁定の拘束力が及ぶのは主に当事国政府であったの理由から、個人の権利の行使ではなく、国家間の請求にとどまるという⁵⁸⁾。その意味で、請求委員会も伝統的な外交的保護の範疇を超えていない。

他方で、請求の国籍の原則を扱った判例は、請求委員会に提起された国家の請求は、自国民のための国家による請求であって、国家自身の被害に対する請求とは区別されるとの立場を示す(Stevenson 事件及び Miliani 事件)。行政決定第5号は、請求に対する国家の支配及び裁量を認めつつも私人のための請求であり、請求の究極の目的は私人であると述べた。

私的利益のための国の請求という観念は、請求の国籍の原則においては、請求の国籍の変更により私的利益が失われれば請求は受理不能となるという方法で消極的に作用する。国民の被害は国家の被害であって、国家は請求の権利を持つといっても、事後の個人の事情の変化があれば、(少なくとも請求委員会においては)請求の提起を否定される。

伝統的国際法は国家間の法であって、自国民の被害を取り上げて他国に請求する外交的保護は国家の権利とされ、国民の被害は国家の被害であるという Vattel 的擬制も外交的保護の基礎にあった。

しかし、抽象的な国家の人格あるいは国家の権利に埋没させることのできない、個人の存在が、いわゆる国籍継続原則を形成してきた混合請求委員会の判例には現われている。国家の権利であるものにおいて現実の個人の私的利益を無視できないがゆえに、その論理を貫徹できていない状況である。それは、外交的保護権の矛盾を示している。外交的保護の変化を促す契機として存在しているといえよう⁵⁹⁾。

- 1) 国連国際法委員会 (ILC) が採択した外交的保護に関する条文第5条は、原則として、保護の対象者が被害の日から請求の公式の提出の日まで請求国の国民であることを要求した(1項)。ただし、その者が請求提出の日の後に被請求国の国籍を取得した場合は、外交的保護の権利は認められないとした(4項)。 *Yearbook of the International Law Commission* (hereinafter *YILC*), 2006, vol.2, part 2, p.24.
- 2) こうした場合も含めて、「請求が請求国の国家的性格 (national character) を保持しなければならない」との定式が用いられることもある。万国国際法学会の決議「個人の受けた損害により国によって提出された国際請求の国家的性格」, *Annuaire de l'Institut de Droit International* (hereinafter *AIDI*), 1965, vol.2, p.260。「請求の継続的国籍」とも呼ばれる。R. Dolzer, Diplomatic Protection, in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (2012), vol.1, p.1055.
- 3) E.M. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad* (1915), p.660. 混合請求委員会は、主に革命や内戦で被害を受けた外国人の被害を救済するために、二国間の条約で設立された委員会で、通常は、当事国が委員各1名を任命し、裁判長 (umpire) は当事国の合意によりまたは第三国により任命される。請求は請求者が当事国の外交当局に登録し(請求書面 memorial を提出する)当該当局が委員会に提出する(委員会に直接提出できる場合もある)。両当事国の委員の見解が一致しない場合、事件は裁判長に送付され決定される(3名の多数決による場合もある)。詳細は、L.B. de Chazournes and D. Campanelli, Mixed Commissions, in Wolfrum, *op.cit.*, vol.7, p.301. 請求を行うのが当事国政府の場合でも、判例では通常、私人を「請求者」と呼んでいる。なお、条約及び判決では、「市民 (citizen)」の語が用いられることが多いが、便宜的に「国民」と訳した。
- 4) H.W. Briggs, Exposé préliminaire, *AIDI*, 1965, vol.1, p.25.
- 5) 同様の判断は、Taylor, Kerr 及び Williams の請求についてもなされた。J.B. Moore, *International Adjudications*, vol.3 (1931), p.53.
- 6) J.B. Moore, *History and Digest of the International Arbitrations to Which the United*

States Has Been a Party (1898)(hereinafter Moore, *Arbitrations*), p.2390. Lasarte の請求は始期の問題に関する判断である。

- 7) *Ibid.*, p.2483.
- 8) *Ibid.*, p.2485.
- 9) *Ibid.*, p.2509.
- 10) *Ibid.*, p.2397.
- 11) *Ibid.*, p.2552.
- 12) Report of Robert S. Hale, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, 1873, part II, vol.3, p.14.
- 13) Moore, *Arbitrations*, p.2485.
- 14) *Ibid.*, p.2487.
- 15) *Ibid.*, p.2401.
- 16) *Ibid.*, p.2514. なお、判決後に請求者とその子は、仏国籍を再取得したことを理由に委員会に判決の修正を求めたが、米国は米仏条約の批准時にドイツ国民であった者に委員会 は管轄権を持たないと反論し、委員会は理由を示すことなく申立てを却下した。
- 17) *Ibid.*, p.2506.
- 18) *Ibid.*, p.2243. ほかに、外国人に請求権を譲渡した仏国民の請求が却下された事例として、Camy 事件, *ibid.*, p.2398.
- 19) *Ibid.*, p.2254.
- 20) *Reports of International Arbitral Awards* (hereinafter *RIAA*), vol.9, p.494.
- 21) *Ibid.*, vol.10, p.55.
- 22) *Ibid.*, p.159.
- 23) *Ibid.*, p.542.
- 24) *Ibid.*, p.584. 同様の事案として、Giacopini 事件及び Poggioli 事件がある。*Ibid.*, pp.594 and 669.
- 25) *RIAA*, vol.7, p.119. 本決定の判示した原則の適用例として、De Gennes 事件（1925年）がある。Lusitania 号撃沈で死亡した米国人の妻が、のちに仏男性と婚姻をして米国籍を喪失した事案で、裁判長は、請求は Berlin 条約発効日にフランスの国籍を刻されていたとして、管轄権を否定した。*Ibid.*, p.166.
- 26) *RIAA*, vol.2, p.706.
- 27) *Ibid.*, vol.5, p.44. Flack 事件（1929年）は、請求者の亡父が所有していた会社の被害に対する請求について、委員会は、父の国籍や会社の持分などが証明されていないとして却下したが、その際、Gleadell 事件で判示された、請求は、請求国民になされた被害に基づかなければならず、請求の提出の時点まで継続的に請求国民に所有されていなければならぬとの原則を適用した。*Ibid.*, p.61.
- 28) *Ibid.*, p.207.
- 29) Moore, *Arbitrations*, p.2381.
- 30) *Ibid.*, p.2549. なお、帰化した後の1835年の追放については賠償が裁定された。*Ibid.*, p.3333.

- 31) *Ibid.*, pp.2583 and 2483.
- 32) *Ibid.*, p.2156. 同様の事件として, Dusenberg 事件, *ibid.*, p.2157.
- 33) *Ibid.*, p.2718.
- 34) *Ibid.*, p.2327.
- 35) *Ibid.*, p.2334.
- 36) *Ibid.*, p.2337.
- 37) *Ibid.*, p.2337. 同様の事案として, Prieto 事件(1875年), *ibid.*, p.2339; Foster 事件(1882年), *ibid.*, p.2347. また, Manuel J. De Rojas 事件(1882年)では, スペイン本国からキューバ当局への財産回復の指示(1873年)の不履行について, De Bazen 事件(1876年)では, 補償支払命令の不履行について, Simoni 事件(1882年)では, 1877年のキューバ総督の財産回復命令の不履行について, 主張がされたが, 合意締結時に有効な条約の違反が申し立てられていないとの理由で認められなかった。*Ibid.*, pp.2341 and 2346.
- 38) *Ibid.*, p.2340.
- 39) *Ibid.*, p.2347. 類似の事例で同様の判断が下された判決がいくつかある。Finn 事件は, 財産に被害を受けた者の共同経営者と主張する者からの請求について, 委員会は, 共同経営の有無や財産への利益の有無が証明されていないとして却下したが, 請求を認めることは, 米国民の名の下に, 条約上権利のない者のための請求に道を開くと判示した。*Ibid.*, p.2348.
- 40) *Ibid.*, p.2553. ほかに, Selway 事件及び Shields 事件, *ibid.*, p.2557.
- 41) *RIAA*, vol.9, p.180.
- 42) *Ibid.*, vol.10, p.609.
- 43) *Ibid.*, vol.11, p.349. 本稿では, 会社構成員である米国民のための請求と解して, 初期に関する判例に分類した。
- 44) *Ibid.*, vol.1, p.352.
- 45) *Ibid.*, vol.7, p.170. 初期の要件の一般論は行政決定第5号で判示されているが, 同様の趣旨は行政決定第2号(1923年)でも判示されていた。*Ibid.*, p.23. なお, Hilson 事件(1925年)も, 請求者はドイツ潜水艦に攻撃された米国船の乗組員(英国国民)で, 米国に帰化の意図の宣言をしていたが, 攻撃は帰化に必要な期間の満了前であった。裁判長は, 請求は起源において米国のものでなかったと判示した。*Ibid.*, p.176.
- 46) *RIAA*, vol.3, p.1405.
- 47) Moore, *Arbitrations*, p.2579. 類似の事例で逆の結論となったものとして, Nicrosi 事件, *ibid.*, p.2581.
- 48) 外交的保護条文第一読草案に対する米国のコメント, *YILC*, 2006, vol.2, part 2, p.41.
- 49) 世界人権宣言第15条2項参照。
- 50) Cf. C.F. Amerasinghe, *Diplomatic Protection* (2008), p.97.
- 51) Chopin 事件も参照。なお, 当事者の権利は訴訟の提起時における事実に基づいて判断されるとの手続法の原則を指摘するものとして, A. de Rapradelle and N. Politis, *Recueil des arbitrages internationaux*, vol.2 (1923), p.262; E. Wyler, *La règle dite de la continuité de la nationalité dans le contentieux international* (1990), p.259.

- 52) Commentary to Art.5, para.13, *YILC*, 2006, vol.2, part 2, p.32.
- 53) Briggs, *op.cit.*, p.72. また, 万国国際法学会決議第1条(a), *AIDI*, 1965, vol.2, p.260; ILC, Commentary to Art.5, para.2, *YILC*, 2006, vol.2, part 2, p.31.
- 54) 例えば, J. Dugard, First report on diplomatic protection, *ibid.*, 2000, vol.2, part 1, p. 240.
- 55) Briggs, *op.cit.*, p.52. Parker が条約により例外を設けうることを一般法規範性の否定の根拠としたことも批判している。
- 56) Wyler, *op.cit.*, p.260.
- 57) M.S. Duchesne, The Continuous-Nationality-of-Claims Principle, *George Washington International Law Review*, vol.36 (2004), p.787.
- 58) K. Parlett, *The Individual in the International Legal System* (2011), p.48.
- 59) 外交的保護における個人の利益を強調すれば, それは外交的保護の職能的理解に進むことになる。田畑茂二郎「外交的保護の機能変化（二・完）」法学論叢53巻1・2号（1947年）403頁参照。また, 中央 Rhodope 山林事件でギリシアが主張した, 始期の要件を否定し, 起源時の国籍と無関係に, 現在の国籍国が請求を提起できるとの立場は, 立法論ではあるが, 外交的保護の概念を再検討する際の一つの視座となりうるであろう。